

保護者・生徒の皆様へ

令和6年度私立高等学校生徒等奨学給付金及び私立高等学校等専攻科生徒奨学給付金給付事務における定額減税の取扱いについて

令和6年度の私立高等学校生徒等奨学給付金及び私立高等学校等専攻科生徒奨学給付金給付事務における定額減税の取扱いについては、下記のとおりとなりますので、御留意願います。

記

## 1 通常給付について

令和6年度は、定額減税後の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯が給付対象となります。

そのため、保護者等の収入が前年度から大きく変わらない場合でも、減税の結果、令和6年度は給付対象となる場合があります。

## 2 家計急変について

通常給付と同様に、令和6年度は、定額減税後の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当である世帯が給付対象となります。

については、申請する場合は、別添の「家計急変に係る非課税相当世帯確認フロー図」等により、家計急変に該当するかどうかの確認をお願いします。

### 【お問い合わせ先】

岩手県ふるさと振興部学事振興課 私学振興担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1 TEL：019-629-5041 FAX：019-629-5049

岩手県ホームページ：私立学校関係補助金

[トップページ](#) > [教育・文化](#) > [教育](#) > [私立学校・私学振興](#) > [私立学校関係補助金](#)

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/shigaku/1006754.html>

※申請書の様式をダウンロードできます。